

海津市告示第96号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成22年11月26日に海津市議会第2回臨時会を海津市議場に招集する。

平成22年11月15日

海津市長 松 永 清 彦

付議事件名

1. 海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
2. 海津市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
3. 海津市職員の給与に関する条例及び海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（18名）

1番	伊 藤 秋 弘 君	2番	山 田 武 君
3番	赤 尾 俊 春 君	4番	川 瀬 厚 美 君
5番	六 鹿 正 規 君	6番	藤 田 敏 彦 君
7番	堀 田 みつ子 君	8番	永 田 武 秀 君
9番	森 昇 君	10番	星 野 勇 生 君
11番	服 部 寿 君	12番	水 谷 武 博 君
13番	浅 井 まゆみ 君	14番	山 田 勝 君
15番	飯 田 洋 君	16番	渡 辺 光 明 君
17番	西 脇 幸 雄 君	18番	松 岡 光 義 君

不応招議員（なし）

平成22年海津市議会第2回臨時会

◎議事日程(第1号)

平成22年11月26日(金曜日)午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第52号 海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第53号 海津市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第54号 海津市職員の給与に関する条例及び海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

追加日程第1 議席の変更について

◎出席議員(16名)

1番	伊藤秋弘君	2番	山田武君
3番	赤尾俊春君	4番	川瀬厚美君
5番	六鹿正規君	6番	藤田敏彦君
7番	堀田みつ子君	8番	永田武秀君
9番	森昇君	10番	星野勇生君
11番	服部寿君	12番	水谷武博君
13番	浅井まゆみ君	15番	飯田洋君
17番	西脇幸雄君	18番	松岡光義君

◎欠席議員(2名)

14番	山田勝君	16番	渡辺光明君
-----	------	-----	-------

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市 長	松 永 清 彦 君	副 市 長	水 谷 敏 行 君
教 育 長	平 野 英 生 君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局長	後 藤 昌 司 君
総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局長	青 木 彰 君	総務部財政課長	木 村 元 康 君
企 画 部 長	福 田 政 春 君	会 計 管 理 者	伊 藤 久 義 君
産 業 経 済 部 長	大 倉 明 男 君	建 設 部 長	伊 藤 恵 二 君
水 道 環 境 部 長	高 木 武 夫 君	市 民 福 祉 部 長	安 達 博 司 君
消 防 長	田 中 俊 澄 君	教 育 委 員 会 教 務 局 長	森 島 英 雄 君
監 査 委 員 会 事 務 局 長	館 尋 正 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	水 谷 明 寛 君

◎本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 茂 一	議 会 事 務 局 課 長 補 佐 兼 議 事 係 長	神 田 勝 広
議 会 事 務 局 総 務 係 長	西 村 里 美		

◎開会宣告

○議長（松岡光義君） 定刻でございます。本日の会議に、14番 山田勝議員、16番 渡辺光明議員より欠席の届け出が出ておりますので、御報告させていただきます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、平成22年海津市議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（松岡光義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、3番 赤尾俊春君、4番 川瀬厚美君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（松岡光義君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（松岡光義君） 次に日程第3、諸般の報告を行います。

平成21年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、市長より提出がありました。これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告ですから、各位に配付し、報告といたします。

◎議案第52号 海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第54号 海津市職員の給与に関する条例及び海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてまで

○議長（松岡光義君） 次に日程第4、議案第52号から日程第6、議案第54号までの3議案を一括議題とします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成22年海津市議会第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙のところ御参集を賜り、まことにありがとうございます。

本日、御提案申し上げます案件は、ただいま上程になりました条例案件3件でございます。

議案第52号の海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第53号の海津市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第54号の海津市職員の給与に関する条例及び海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、今年度の人事院勧告により国家公務員に準じて職員の期末・勤勉手当等が引き下げられることから、議会議員及び常勤の特別職職員についても期末手当の支給割合を職員と同様に年間で0.2ヵ月分減じ、3.95月分に引き下げるものであります。

職員については公布日の翌月の初日から、本給で、55歳を超える一定職員は1.5%、初任給を中心とした若年層を除く中高年層は平均0.1%、それぞれ引き下げ、期末・勤勉手当を年間で0.2ヵ月分減じ、3.95ヵ月分に引き下げるものであります。

以上、提案理由を御説明申し上げましたが、何とぞよろしく御審議をいただきまして、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松岡光義君） 市長より提案理由の説明が終わりました。

これから、順次、質疑・討論・採決を行います。

それでは、議案第52号についての質疑を許可します。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第52号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 異議なしと認めます。よって、本議案については委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

議案第52号について討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号について採決をします。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号 海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号について質疑を許可します。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 異議なしと認めます。よって、本議案については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第53号について討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第53号について採決をします。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号 海津市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号について質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 堀田議員。

○7番（堀田みつ子君） 今回のこの改正でマイナスになる平均の金額というのは幾らになるかというのを教えていただきたいということと、ラスパイレス指数は90ないと思うんですけども、海津市はどれくらいで、そしてこの岐阜県下の市の中、それにこの自治体全部の中での位置はどの辺にあるのかというふうなことを教えていただきたいのと、それからこうした賃金のカットというのは内需拡大に対してマイナスに働くのではないかと私は思うんです

けれども、どのように考えられているか教えていただきたい。

もう1点は、実際に企業の方の基本給というのは、大手なんかは平均1.86%アップしているとか、中小でも1.52%の基本給の引き上げ傾向にあるというふうに聞くんですけども、本当に公務員、それ以上に引き上げられていたのかどうかということもどのように考えられているのか、教えてください。

○議長（松岡光義君） 総務部長 後藤昌司君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局長（後藤昌司君） 4点ほどの御質問でございましたので、順次お答えをさせていただきたいと思います。

今回の勧告によりまして減額される平均的な額でございますが、およそ7万8,000円ほどということで計算をしております。

それからラスパイレス指数につきましては、全員協議会の方でもお伝えさせていただきましたが、今現在、89.6という指数になっております。これは、42市町のうち35番目だったというふうに記憶をしております。

この引き下げが民間の給与体系に影響を与えるのではないかというような御質問でございましたが、明らかに現状で民間と公務員の年間の給与格差があるという前提を踏まえまして、今回、引き下げをさせていただくものでありますので、同水準になるということで、それが民間の給与水準を引き下げる、そういうふうに至るといふふうには判断をしておりません。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（松岡光義君） 堀田議員。

○7番（堀田みつ子君） もう1点の、今、先ほど内需拡大にマイナスではないかという、それに対するどういふふうを考えてみえるかだけはお聞きしておりませんのでそれもお願いしたいんですけども、先ほど企業との差と言われましたが、どれだけの差があつてという、そういう前提の何か資料があるんでしょうか。

○議長（松岡光義君） 総務部長 後藤昌司君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局長（後藤昌司君） 内需拡大云々ということについては、私どもでは見解がございませんのでお答えできません。

そのほかの細かい資料につきましては、給与の今回の「勧告の骨子」というのが人事院の方から資料が出ておりますので、そういったものをまた提供させていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（松岡光義君） そのほかございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第54号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 異議なしと認めます。よって、本議案については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論をされる方は壇上にてお願いします。

まず、原案に反対の発言を許可します。

7番 堀田みつ子議員。

〔7番 堀田みつ子君 登壇〕

○7番（堀田みつ子君） それでは、議長の許可を得ましたので、議案第54号に反対する立場から討論を行いたいと思います。

本来、人事院の役割は、昨年度も言いましたように、労働基本権が制約されている公務員の代償機能を果たすことにあります。しかし、この間、この2年連続のマイナスの勧告などがあるように、公務員の労働基本権を制約する代償措置とは到底言えないと考えております。

その上に、ラスパイレス指数自体が89.6と、岐阜県下の市の中でも低い水準の海津市が人事院勧告をそのまま実行するのではなく、その前に政府に対して、どちらかという企業の内留保がふえている中、それを吐き出させる、そのようにすることが政治の役割ではないかということをぜひとも言っていただく、そういうことの方が大事ではないかと考えます。

実際にこの2年連続のマイナス、平均的に7万8,000円というふうに言われましたけれども、これはこの職員の方の人数から考えますと相当な金額になってきます。この地域なり何なりにこれだけのお金を、財布を締めるということを考えますと、さらに地域の経済を冷え込ませるマイナスの効果しかないと考えております。

正当な賃金の保障をして、そして意欲を持って市民のために働いていただきたい、そのことが重要であると考えて、この議案に反対したいと思います。ありがとうございました。

○議長（松岡光義君） 次に、原案に賛成の発言を許可します。

9番 森昇君。

〔9番 森昇君 登壇〕

○9番（森 昇君） 皆さん、おはようございます。

議案第54号の賛成討論を行いたいと思います。

議案第54号 海津市職員の給与に関する条例及び海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成するものとして賛成の討論を行います。

本条例改正については、人事院の給与勧告を受け、職員に対し社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に勧告が行われていますので、必要な条例改正を確信するものであります。

よって、議案第54号 海津市職員の給与に関する条例及び海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、原案に賛成するものでございます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（松岡光義君） ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第54号を起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松岡光義君） 総数15名、起立14名、賛成多数であります。よって、議案第54号 海津市職員の給与に関する条例及び海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続きまして、お諮りします。会議規則第4条第3項の規定により、議席の変更についてを日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 異議なしと認めます。よって、議席の変更についてを日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決定しました。

◎議席の変更について

○議長（松岡光義君） 追加日程第1、議席の変更についてを行います。

お手元に配付してあります議席一覧表のとおり変更したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 異議なしと認めます。よって、議席一覧表のとおり変更することに決定しました。

なお、この議席の変更については、次回の議会より変更したいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎閉会の宣告

○議長（松岡光義君） 以上をもちまして、本臨時会に提出されました案件は、すべて議了しました。

これをもちまして、平成22年海津市議会第2回臨時会を閉会します。皆さん、大変御苦労さんでございました。

（午前9時20分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成22年11月26日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員